

第2号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
事業計画（変更計画）書

平成25年6月30日

1 実施主体

(1) NPO法人等が申請する場合

NPO法人等 (実施主体)	種別及び名称	奈良県被災者の会		
	住所	奈良県奈良市大宮町1-1-4 3階		
NPO法人等 (連携先)	種別及び名称	まるっと西日本 「東日本大震災県外避難者西日本連絡会」	担当者名	古部 真由美
	住所	大阪市中央区久太郎町1-8-9 船場中央ビル3F	電話番号	06-4964-1122

(2) 協議体が申請する場合

協議体の名称				
代表構成員の団体名 及び代表者職氏名				
構成団体	都道府県・市区町 村名及び部課名		事業における 役割	
	民間非営利組織の種別・名称		事業における 役割	
	住所		電話番号	

2 事業概要

事業名	避難者再生継続支援事業
総事業費	金. 6,835,000 円 (うち希望補助金額 金. 5,135,000 円)
事業の実施期間	補助金の交付決定日から平成26年 3月 31日まで

注：補助対象期間は補助金の交付決定日からとなります。

3 事業計画

地域における課題と事業の目的	<p>地域課題、地域社会にとっての必要性（ニーズ）及びその確認方法、重要性、この事業により期待できる成果、地域住民への効果等がわかるように記載してください。</p> <p>当会「奈良県被災者の会」は、避難者に対し生活必需品等の物的支援、地域コミュニティ構築を企図した交流会やイベントをはじめ、他団体からの支援情報提供などの支援を行ってまいりましたが、震災から3年目を迎える、少しずつニーズは減退する方向にあり、昨今の問い合わせの内容などから避難者は本格的な再建作業に移行し始めています。帰還や再建を果たすため、国の施策に該当する避難者はその制度を活用することができますが、実体的に避難者にそうした施策が知られていない事実があります。また、避難者の抱える問題は多様であり、国が定めた包括的な施策で対応できる支援にも限界があります。</p> <p>更に、専門家の相談は避難者に対し初回は無料となることがあります、国の支援施策に適合しない場合、専門的業務へ移行する際、避難者の実費負担となっているのが実状です。内容によっては高額になることもあります、経済的に苦しい避難者は躊躇し、再建が一向に進まない場合や、中には精神的不安や健康不安を抱えたまま日々を過ごしている場合も見受けられます。</p> <p>避難者のこうした問題を解消するため、当会では広く一般のメディアや当事者団体、支援団体、各NPOセンターなどと連携しながら、協力を得、本事業の支援内容を書面、ホームページ、Eメール等で通達、認知してもらい、被災者の要望に応じて各専門家が諸問題解決に向け実行していく事が本事業の目的の一つとしています。</p> <p>上記の事業遂行には大阪の当事者支援団体である「まるっと西日本」と連携をはかり、当団体「奈良県被災者の会」（奈良）とともに事務局を設置し、被災者からの支援要望に対し専門家を紹介します。専門家が業務に移行した場合には専門家の経費を一定額にて避難者に対し支援することとします。</p> <p>また、この事業で雇用した人材は、支援事業を通じて様々な団体、専門家、行政とのネットワークを構築し、経験、ノウハウを積み上げ、柔軟で多様なスキルを持つ人材として成長する事が期待できます。この事業によって成長した人材と共にさらなる体制の基盤強化、長期に渡って体制を維持していく事がもう1つの大きな目的となります。</p>
事業の目標	<p>「〇〇を〇〇以上にする」等、可能な限り数値を用いて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在当事者避難支援団体13組織との繋がりを持っているが、更に連携を強化し、当該団体と支援機関との連携に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政並びに医療機関との連携を活発化し、情報共有と事業提携を強化していく。 ・避難者支援事業としての目標は下記事業内容に記載する。
事業内容	<p>事業内容</p> <p><u>被災者支援活動</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の諸問題に対する専門家の支援 (専門家とは弁護士、司法書士、行政書士、臨床心理士、その他再建に必要と思われる専門家、および団体とする) <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の要望に対し専門家が有料業務に移行した場合には専門家の経費を一定額にて避難者に対し支援する。 ● 実地場所は専門家の紹介事業所または避難者の要望にて実地場所を決定する。 ● 交付決定日から順次、奈良、大阪を範囲（進捗状況や反響に応じて近畿一円）としメディアや当事者団体、支援団体、行政、各NPOセンターなどの協力を仰ぎ避難者に対し、当事業の支援内容を書面、ホームページ、Eメール等で通達する。 ● 行政機関である奈良県庁医療政策部保健予防課精神保健係と連携をとり同機関主催の「わかちあいの会」交流事業で行われる相談会でも当事業を広報し活用につなげる。 ● 支援の実地は同一世帯2回（最大1日×2回）までとし、40世帯（最大80世帯）の支援を目標とする。 ● 支援を依頼された専門家は実地主体者（奈良県被災者の会）に報告書の提出をする。 ● 予算は1回28.1千円×2回×40人=2,248千円 2. 医療検診支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良県民医連が9月1日に奈良県奈良市内「吉田病院」にて奈良県内避難者集団検診を実地する。 ● 事業内容として避難者に対し当会が広報を担当し検診者を募集する。検診予定（目標）人数50名 ● 予算は5千円×50人=250千円 3. ネットワーク形成 <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者支援の活動を通して様々な団体や機関とのネットワークを形成し情報の共有化と継続的な協力体制を整える。

		<p>4. 团体の人才確保とスキル向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運営に必要な人材を確保し、支援活動を通して、さまざまな機関や団体、専門家から支援や団体運営に有用な経験と知識、情報を得る。
見込まれる成果	1. 本県の復興支援・被災者支援の観点	<p>事業によって見込まれる成果について、直接的な効果と波及効果の観点の2つの観点で記載してください。被災者支援の場合は、特に、本事業により支援を受けた被災者の延べ人数を記載してください。</p> <p>直接的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災したことにより生活をする上での法的、精神的、金銭的な各問題の解決 <ul style="list-style-type: none"> ・支援述べ人数 80名 ・健康不安の解消、緩和 ・支援述べ人数 50名 ・被災者の雇用 <ul style="list-style-type: none"> ・支援述べ人数 1名 <p>波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の避難者に対する支援施策の認知度の向上
	2. 取組実施主体の運営力強化の観点	<p>取組内容により、取組実施主体においてどのように運営力強化が図られるのか記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なネットワークの形成により組織運営力の強化 ・組織運営にあたり有用な人材の育成 ・円滑に運営するために必要な人材の確保 ・事業の実効性、継続性の強化
事業スケジュール		<p>いつ、どのような活動を行うのか、事業の進め方、段取りがわかるように記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択決定より事業開始の準備を開始する。 (7月～) ・支援事業の遂行について奈良、大阪の事務局員と関係者で会議の場を必要に応じて複数回設ける。 (7月～) ・支援事業の協力を頂ける各専門家と円滑に事業が進むよう会議の場を必要に応じて複数回設ける。 (7月～) ・支援事業広報の為、メディアやHPでの広報、チラシを作成し直接会員避難者に配布、更に関係機関にも配布していく。 (8月～) ・支援事業を開始し、避難者の要望に応じて対応、専門家につないでいく。 (8月～翌年2月) ・奈良県医療政策部保健予防課の交流事業「わかちあいの会」に参加協力し、そこで行う相談会より避難者が専門家の支援が必要とする場合、当支援事業の適用が最も有効な選択肢であると判断された場合はこれを進める。 ・9月1日に予定されている。奈良民医連、奈良県避難者集団検診の運営会議の出席、避難者受付、検診当日のサポートを行っていく。 (7月～10月) ・平成26年2月28日をもって支援事業を終了し、3月31日までに事業報告書を福島県文化スポーツ局文化振興課に提出する。
事業実施体制		<p>事業の実施責任者、会議体の構成員の名称及び役割分担等を記載してください。</p> <p>複数の団体が連携して申請する場合は、連携の具体的な内容についても記載してください。</p> <p>事業実地責任者：奈良県被災者の会 代表 高橋 周介</p> <p>事業連携団体：まるっと西日本</p>

事業終了後の 展開	<p>事業終了後、会議体の取り組みをどのように継続し、または発展させるのかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 構築したネットワークである避難者団体、支援団体、医療団体、行政と継続した情報共有、事業連携を保ち被災者の支援向上を協議し充足させる。 少なくなりつつある震災支援助成金、受託金に頼らずとも運営の継続が可能な組織を目指し、今まで培った震災支援の経験を基盤にして、広く社会的課題に取組んで行く。
事業の先進性・ 普及性	<p>どのような先進性を有するか、どのようにして他のモデルとなるのかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地主体とは異なる他県の支援団体との連携での取り組みであること 行政、医療、司法との連携であること 被災者の抱える社会的落とし穴とも捉えられる現実的な問題に対して行う事業の為、支援として高い有効性があり、成果が見込めること 被災当事者団体が継続した支援を行っていること
特記事項	<p>特に説明しておきたい事項、アピールポイント等ありましたら記載してください。</p> <p>代表は福島県南相馬市よりの被災当事者であり、会の結成以前から奈良県の震災支援ボランティア団体「奈良災害支援ネット」に所属、ほぼ震災直後から2年以上に渡り支援に携わっており、相談業務、安否確認、調査、専門的支援等を行ってきた。避難者の現状をよく知る一人であり現在もっとも必要と思われる支援を訪問ヒアリング調査や実体験として把握している。今回の支援事業もそういった実績や経験に基づき作成されている。</p>

※用紙が足りない場合は、適宜追加してください。

※地域社会にとっての必要性（ニーズ）について確認できる資料（新聞の切り抜きやアンケート結果等）がある場合は、A4用紙1枚（両面可）に限り添付できます。

第3号様式(第4条関係)

地域づくり総合支援事業(ふるさと・きずな維持・再生支援事業)
収支予算書

申請者名 奈良県被災者の会

【収入の部】

(単位:千円)

区分	平成 年度 予 算 額	明 細
ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金	5, 135	
自己資金(負担者名)		
奈良県被災者の会	1, 400	
事業収入	300	チャリティー屋台収入
その他収入		
収入合計	6, 835	

【支出の部】

(単位:千円)

区分	平成 年度 予 算 額	明 細
人件費(共済費を含む)	2, 893	奈良県最低賃金699円×10時間×23日×9ヶ月×2名 = 2, 893, 860円
報償費	0	
旅費	61	公共交通機関利用料 6,800円×9月
需用費	235	
消耗品費	135*	封書、印刷用紙、インク代、事務機器 15,000円×9月
燃料費	40	ガソリン代
印刷製本費	60	チラシ1万部×2
役務費	288	
通信運搬費	288	電話代、インターネット接続料、切手代、郵送代 32,000円 ×9月
手数料	0	

保険料	0	
使用料及び賃借料	800	事業所賃借料 50千×8ヶ月×2事務所（大阪1・奈良1）
委託料	2,558	医療機関の集団検診代 5千×50名 = 250千円。 専門家依頼 28100円×2回×40名 = 2,248千円 チラシ作製依頼 30千×2回 = 60千
支 出 合 計	6,835	

注1 用紙の大きさは、A列4番とすること。欄が足りない場合は、適宜追加してください。

注2 「明細」欄には各区分の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず明確に記載すること。なお、「明細」については別紙として添付しても差し支えない。仕様については別途資料を添付すること。

注3 行政による他の補助事業も併せて利用する場合は、各補助金の使途を明確に区分し、この資金計画には、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金を使用する部分の収支のみ記載すること。他の補助事業にかかる収支についてはこの資金計画には計上せず、別様式にて収支予算書を添付すること。また、他の補助事業の内容が分かる補助金交付要綱、要領等、使途の区分が分かる資料を添付すること。

